

静岡県人事委員会訓令第4号

静岡県人事委員会事務決裁規程（昭和51年静岡県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年11月11日

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

改正前	改正後
（課長の専決事項） 第4条 （略） 2 （略） 3 給与審査課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。 (1)～(8) （略） (9) 経験年数を有する者の初任給の号給の調整基準の改正に伴う在職者の号給の決定について（通知）第4項及び第5項の規定による号給の決定の承認 <u>(10)～(41)</u> （略） 4・5 （略） （専決事項の報告） 第5条 専決者は、専決した場合において、<u>第3条第71号</u>に該当する事項及びその他の事項中特に必要があると認めるものについては、人事委員会に報告するものとする。	（課長の専決事項） 第4条 （略） 2 （略） 3 給与審査課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。 (1)～(8) （略） (9) 経験年数を有する者の初任給の号給の調整基準の改正に伴う在職者の号給の決定について（通知）<u>（平成18年3月31日付け人委給第144号）</u>第4項及び第5項の規定による号給の決定の承認 <u>(10) 経験年数を有する者の初任給の号給の調整基準の改正に伴う在職者の号給の決定について（通知）（令和7年10月22日付け人委給第55号）第2項第1号、第3号及び第4号の規定による号給の決定の承認</u> <u>(11)～(42)</u> （略） 4・5 （略） （専決事項の報告） 第5条 専決者は、専決した場合において、<u>第3条第74号</u>に該当する事項及びその他の事項中特に必要があると認めるものについては、人事委員会に報告するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。